

# 記入例

## 令和7年度 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、園の管理下（教育及び保育中・登園の途中など）において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入は任意となっておりますが、次のことをよくお読みになり、ご理解の上、ぜひ全員加入してください。

### 記

#### 1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額	
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	園の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円（通園中の災害は半額）	
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通園中の災害は1,500万円）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（通園中の災害は半額）
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（通園中の災害も同額）

（※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 教育及び保育中
- ② 園の指導計画に基づく園外保育中
- ③ 園の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通園中 等

#### 2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ A階層の世帯に属する保育所等の園児に係る災害については、医療費の給付は行いません。

#### 3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 200円（設置者負担額85円）

\*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

※負担金額は年額です。

#### 4 加入同意書控（この同意書控はご家庭で1年間大切に保管してください）

令和7年度（独）日本スポーツ振興センター加入同意書控				
児 童	氏名		加入年月日	令和7年4月1日
	園名	めぐみ幼保連携型認定こども園	有効期限	令和8年3月31日
保護者負担額		200円		

（きりとり）

令和7年度（独）日本スポーツ振興センター加入同意書					
児 童	氏名		保護者	氏名	
	園名	めぐみ幼保連携型認定こども園		住所	
	生年月日	平成 令和	年 月 日	保護者負担額	200円
上記により、（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入に同意いたします。 令和7年4月1日					